

定款細則 別紙 4 役員・評議員等の報酬支給基準

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 川中嶋福社会（以下「この法人」という）の役員・評議員・評議員選任・解任委員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員・評議員・評議員選任・解任委員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事が、理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会に出席したときは、[別表1]により報酬を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、[別表1]により報酬を支払うものとする。

3 顧問が、理事会・評議員会に出席したときは、[別表1]により報酬を支払うものとする。

(役員及び評議員・顧問の業務報酬)

第4条 理事が、法人及び事業所の運営業務に従事したときは、[別表2]により報酬を支払うものとする。

2 評議員が、法人及び事業所の運営業務に従事したときは、[別表2]により報酬を支払うものとする。

3 顧問が、法人及び事業所の業務に従事したときは、[別表2]により報酬を支払うものとする。

(監事の出席・業務報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、[別表1]により報酬を支払うものとする。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他、法人及び事業所の運営業務に従事したときは、[別表2]により報酬を支払うものとする。

(評議員選任・解任委員の出席・業務報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、[別表1]により報酬を支払うものとする。

2 評議員選任・解任委員が、法人の業務に従事したときは、[別表2]により報酬を支払うものとする。

(理事長の法人業務と事業所日常業務報酬)

第7条 理事長の、法人業務及び事業所（法人が設置する事業所をいう）日常業務に従事については、[別表3]により報酬を支払うものとする。

(苦情解決第三者委員の報酬)

第8条 苦情解決第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情解決の業務に従事したときは、[別表2]により報酬を支払うものとする。

(重複支給の防止)

第9条 理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員・苦情解決第三者委員が、同一日に開催されるいずれにも出席した場合は、一つの会議または業務のみの報酬を支払うものとする。

2 職員を兼務する役員等には、この規程を適用しないものとする。

(年度の報酬支給限度額)

第10条 理事・監事・顧問・評議員・評議員選任解任委員・苦情解決第三者委員の1人当りの各年度の支給総額が、10万円を超えない範囲とする。

(改廃)

第11条 この支給基準の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

付則

この規程は、平成29年 5月27日から施行する。

この定款付則の一部改正

平成30年 5月26日

別紙4－別表1

出席報酬 (1回)

名 称	報 酬
理事会	5,000円
評議員会	5,000円
評議員選任・解任委員会	5,000円

職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない

同一日に開催されるいずれにも出席した場合は、一つの会議のみの報酬とする

別紙4－別表2

業務報酬 (1回)

名 称	報 酬
理事	5,000円
評議員	5,000円
顧問	5,000円
監事	5,000円
評議員選考委員	5,000円
苦情解決第三者委員	5,000円

職員を兼務する役員等には、この規程を適用しない

同一日に開催されるいずれにも出席した場合は、一つの業務のみの報酬とする

別紙4－別表3

理事長の業務報酬 (月額)

名 称	報 酬
理事長	1,000,000円以下
支給実額は、理事会が決議する	